

No.31 ヒラメやアワビなどの放流について知りたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者（アワビについて）
	その他（茨城県栽培漁業協会）（ヒラメについて）	
県の担当グループ	水産振興課 栽培・施設グループ	TEL 029-301-4119 FAX 029-301-4129
事業名	・栽培漁業事業	事業の所管機関 県 水産振興課

事業の概要

[事業主体] 県・（公財）茨城県栽培漁業協会

[事業内容] 第8次茨城県栽培漁業基本計画（R4～8）に基づき、県と（公財）茨城県栽培漁業協会が連携してヒラメやアワビの種苗（稚魚、稚貝）を生産し、漁業者の一定の負担のもとに県内の各水域に放流する栽培漁業※を推進しています。また、重要魚種である鹿島灘はまぐり等の生産技術開発に取り組んでいます。

※栽培漁業：死亡率が最も高い卵から稚仔の期間を人間の管理下において育成し、これを天然水域へ放流することにより、漁獲の増大や資源の持続的利用を図る取組み。

表. 目標とする生産・放流数量

水産動物名	生産・放流する数量	生産・放流時の大きさ
ヒラメ	85万尾	全長 100mm
マコガレイ	15万尾	全長 50mm
ホシガレイ	5万尾	全長 50mm
アワビ	24万個	殻長 35mm
鹿島灘はまぐり	300万個、5万個	殻長 2mm、5mm
ウニ類	5万個	殻長 10mm

[HP アドレス]

- ① 県 HP <https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishin/saibai/saibai/saibai-gyogyo.html>
内容：栽培漁業、県の取組（栽培漁業基本計画）、種苗生産・放流実績など
- ② （公財）茨城県栽培漁業協会 HP <https://www.i-saibai.or.jp/>
内容：種苗生産・放流状況、種苗生産施設（茨城県栽培漁業センター）など



[見学施設]

茨城県栽培漁業センター

内容：種苗生産施設である茨城県栽培漁業センターでは、栽培漁業や水産業を学ぶための展示施設を有しており、場内を見学することができます。

問合先：（公財）茨城県栽培漁業協会 TEL：0299-83-3015、FAX：0299-83-3027

<その他>

- ・令和8年度は茨城県栽培漁業基本計画の改定年度になります。ご協力願います。

No.32 資源管理に取り組みたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	県の事業担当者	その他 ()
県の担当グループ	水産振興課 栽培・施設グループ	TEL 029-301-4119	FAX 029-301-4129
事業名	<ul style="list-style-type: none"> ・資源管理型漁業推進対策事業（県） ・漁業収入安定対策事業（国） 	事業の所管 機関	<ul style="list-style-type: none"> ・県（水産振興課） ・国（水産庁管理調整課）

事業の概要

[事業主体]

漁業者（漁協等漁業者団体）

[事業内容]

水産資源の維持・回復を図るため、資源管理に取り組む場合は、その内容について助言や情報提供を行います。また、県が定める資源管理方針に位置付けられた資源管理対象種に関する自主的資源管理の取組を、当該資源を利用する漁業者間において、その資源管理の取組を定めた資源管理協定を締結し、資源管理の取組を実施する等の要件を満たすと、以下の漁業収入安定対策を活用することができます。

制度概要

- 1) 資源管理協定：漁業者（団体）が、県が定める資源管理方針に位置付けられた魚種を対象とする自主的な資源管理の取組について、当該資源を利用する漁業者間において、その取組内容を定めたもの。協定参加者は、協定について県の認定を受けることで、2) 漁業収入安定対策を活用できるようになります。

- 2) 漁業収入安定対策：資源管理協定を策定し、その自主的管理措置を実施した漁業者を対象に、漁業共済掛金の補助率が上乘せされるほか、積立ぷらすに加入すると過去の平均的漁業収入より減収となった場合に一定水準まで補償が受けられます。
 ※自主的管理措置については、履行確認が実施されます。措置に違反し、履行が確認できなかった場合は、補償が受けられません。

担当（相談窓口）

- ・上記制度の活用を検討される場合は、水産振興課栽培・施設グループにご連絡下さい。
 資源管理協定 ⇒ 県 水産振興課 栽培・施設グループ 029-301-4119
 漁業収入安定対策事業 ⇒ 全国合同漁業共済組合 茨城県事務所 029-225-1036
- ・資源管理の実践、優良事例の紹介などは、水産試験場普及員(029-262-4179)にお問い合わせください。

No. 33 魚礁などの漁場施設を整備するための支援を受けたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場）	(県の事業担当者)	その他 ()
県の担当グループ	水産振興課 栽培・施設グループ	TEL : 029-301-4119 FAX : 029-301-4129	
事業名	浜の活力再生交付金のうち 水産業強化支援事業（資源増養殖目標） 水産業競争力強化緊急施設整備事業	事業の所管機関	国（水産庁防災漁村課）

事業の概要

[事業主体] (県)、市町村、漁業協同組合 他

[事業内容]

1. 浜の活力再生交付金のうち水産業強化支援事業

- ・ 有用水産物の発生及び成育に適した環境整備を目的とした、小規模漁場施設の整備（着定基質の設置、漁場耕うん等の底質改善、海藻の繁茂する場の造成等）を支援します。
- ・ 漁場の増産効果の向上を目的とした、既存の魚礁・増殖場の小規模な改良（増設、併設を含む）を支援します。

2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

- ・ 定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を目的とした、つきいそ（築磯）の整備を支援します。

[補助要件等] → 関連 No. 5 参照

1. 浜の活力再生交付金のうち水産業強化支援事業

- ・ 浜の活力再生プランに当該施設の整備が位置付けられていること。
- ・ 受益戸数が5戸以上であること。
- ・ 事業効果の把握のため必要な情報の収集体制が整っていること。
- ・ 漁獲規制を含む漁場管理規定を定めること。
- ・ 総事業費が500万円以上であること。海藻の繁茂する場の造成にあつては1億円未満であること。

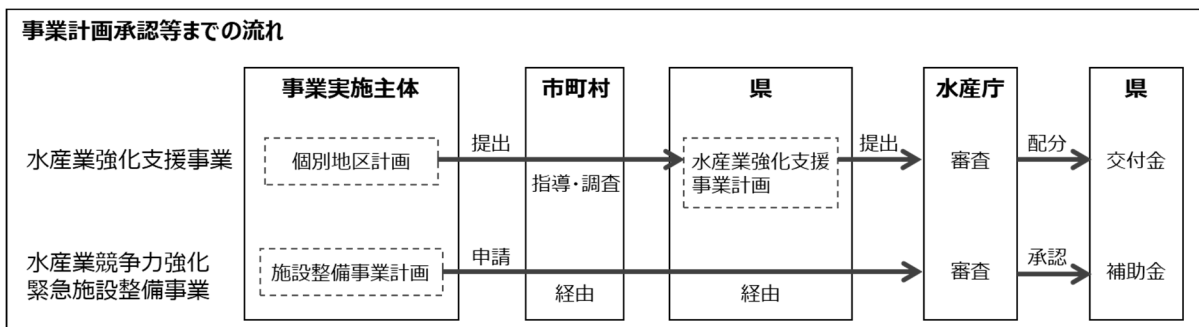
2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

- ・ 浜の活力再生広域プランに当該施設の整備が位置付けられていること。
- ・ 受益戸数が25戸以上であること。
- ・ 事業効果の把握のため必要な情報の収集体制が整っていること。
- ・ 漁獲規制を含む漁場管理規定を定めること。
- ・ 事業費が5,000万円以上12億円未満であること。
- ・ 輸出増加又は競合輸入品に対して優位となる取組であること。

[補助対象経費・補助率など]

施設整備費・定額 (1/2 以内)

[事業の仕組み]



No. 34 種苗生産施設・養殖施設を整備するための支援を受けたい

最初の相談先	(所属漁協) 普及員 (水産試験場)	(県の事業担当者) その他 ()	
県の担当グループ	水産振興課 栽培・施設グループ	TEL : 029-301-4119 FAX : 029-301-4129	
事業名	浜の活力再生交付金のうち ・水産業強化支援事業 (資源増養殖目標) ・水産業競争力強化緊急施設整備事業	事業の所管機関	国 (水産庁栽培養殖課)

事業の概要

[事業主体]

(県)、市町村、漁業協同組合等

[事業内容]

つくり育てる漁業の推進を図るために行う水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備に要する経費を支援します。

[補助要件等] → No5 参照

(共通)

- ・交付対象とする施設の処分制限期間 (減価償却の耐用年数) が原則として 5 年以上のもの。
- ・事業を実施した場合に生ずる便益 (受益者が享受できる効果を貨幣換算したもの) と事業実施に必要な費用との比率 (B/C) が 1 以上になること。(一部不要)

1. 水産業強化支援事業

- ・事業費が 5 0 0 万円以上であること。(地下海水取水施設、内水面は 3 0 0 万円以上)
- ・浜の活力再生プラン (浜プラン) の取組内容に当該施設整備が位置付けられていること。(一部不要)
- ・浜プランへの位置づけが必要な施設は受益戸数が原則 5 戸以上であること。

2. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

- ・事業費が 5, 0 0 0 万円以上、1 2 億円未満であること。
- ・浜の活力再生広域プラン (広域浜プラン) の取組内容に当該施設整備が位置付けられていること。
- ・受益戸数が原則 2 5 戸以上であること。
- ・輸出増加又は競合輸入品に対して優位となる取組であること。

[補助対象経費・補助率など]

- ・補助率は 1/2 以内。整備対象施設は以下のとおり。

水産業強化支援事業		水産競争力強化緊急施設整備事業
浜プランが必要	浜プランが不要	広域浜プランが必要
養殖施設、種苗生産施設 (養殖用種苗等、所得向上を目的とした施設)、 地下海水取水施設	種苗生産施設 (資源の増大を目的としたもの)、内水面漁場環境改善、内水面資源増殖関連施設 (種苗生産施設を除く)	養殖用種苗生産施設、養殖施設、放流用種苗生産施設、種苗中間育成施設 (内水面のみ)、地下海水取水施設、深層水等利活用施設

- ・個人施設又は目的外使用の恐れがある施設、消耗的な資材費、用地買収費、借地料、補償費、種苗購入費等は交付対象としない。
- ・水産業強化支援事業は施設撤去費用を交付対象としない。水産競争力強化緊急施設整備事業は施設撤去費用が 1 億円未満の場合支援対象となる。ただし事業費との合計が 1 2 億円未満となること。

No. 35 養殖や畜養に取り組みたい

最初の相談先	所属漁協 普及員（水産試験場） 県の事業担当者 その他						
県の担当グループ	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">水産振興課 栽培・施設グループ</td> <td style="width: 40%;">TEL 029-301-4119</td> </tr> <tr> <td>水産試験場 経営普及室</td> <td>FAX 029-301-4129</td> </tr> <tr> <td>漁政課 調整・漁船グループ(届出に関する事)</td> <td></td> </tr> </table>	水産振興課 栽培・施設グループ	TEL 029-301-4119	水産試験場 経営普及室	FAX 029-301-4129	漁政課 調整・漁船グループ(届出に関する事)	
水産振興課 栽培・施設グループ	TEL 029-301-4119						
水産試験場 経営普及室	FAX 029-301-4129						
漁政課 調整・漁船グループ(届出に関する事)							
事業名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">「いばらきの養殖産業」創出・育成事業 (茨城県養殖参入支援事業：補助金)</td> <td style="width: 33%;">事業の所管機関</td> <td style="width: 34%;">県 水産振興課</td> </tr> </table>	「いばらきの養殖産業」創出・育成事業 (茨城県養殖参入支援事業：補助金)	事業の所管機関	県 水産振興課			
「いばらきの養殖産業」創出・育成事業 (茨城県養殖参入支援事業：補助金)	事業の所管機関	県 水産振興課					

事業の概要

1) 養殖や畜養の取組に関する相談

養殖や畜養事業への参入を検討する段階から参入後まで、漁業者や企業等が気軽に相談できる体制を整えていますので、興味がある方はお気軽にお問い合わせ下さい。

2) 養殖参入支援補助金

[事業主体] 県内水産業者等

[事業内容]

気象や天然資源の変動に左右されない養殖産業の振興による本県水産業の成長産業化を図るため、本業に併せ養殖に取り組む県内水産業者等に対し、新規に養殖に取り組むための経費やICTを取り入れるなど事業規模拡大のための経費の一部を助成します。

<事業概要（予定）>

- 1) 事業主体 県内水産業者等
- 2) 対象事業 養殖・畜養の新規事業、又は既存事業の拡大
※海面、陸上を問わない。
- 3) 助成金額 対象経費の1/2以内、上限2,000千円
霞ヶ浦北浦の取り組みについては、2/3以内、上限5,000千円
- 4) 助成対象 施設整備・改修、備品・消耗品等
※助成対象者は公募により決定予定

3) その他

県では、那珂湊漁港内に設置した養殖網いけすや、茨城県栽培漁業センターに整備した陸上養殖試験施設の見学も受け付けています。

一部の陸上養殖業については「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、養殖を開始する日の1カ月前までに県に届出書を提出する必要がありますので、まずは漁政課担当グループにお問い合わせください。